



フェリー秋田航路旅行商品助成事業

ウィズコロナにおける社会変化に対応し、密閉・密集・密接を避けた団体や個人等を対象としたフェリー秋田航路を利用する旅行商品を企画・販売する旅行会社に対して、造成費の一部を助成します。

旅行商品のうち、旅行催行開始日において、催行される行程（出発地を含む。）に新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域（当該対象区域になることが明白な場合を含む。）を含むものについては、本助成の対象外となります。（承認後に、催行される行程が当該対象区域を含むこととなり、催行を取り止めた場合には、第11条に規定する金額（5万円）を助成します。※造成経費が5万円以上の場合のみ適用。）

■ 対象事業者（実施要綱第2条）

旅行業法に定める登録を受けた旅行会社（現地関係法令等に定める登録を受けた事業者）

■ 対象旅行商品（3条）

次の条件を全て満たす旅行商品（Web販売商品も対象！）

- ① 当該年度の4月から2月までの期間に旅行の募集及び催行を行うこと
また、当該年度の3月から次年度の5月までの期間に催行を予定し、当該年度の2月までの期間に旅行の募集を開始し、かつ助成対象経費の支払いを完了すること
- ② フェリー秋田航路を利用し、かつマイカーまたはフェリーの個室を利用すること
- ③ 秋田県内の観光地等を訪問または秋田航路を往復で利用すること
- ④ 請求書や領収書により実績経費の確認が可能であること

■ 対象経費（3条）

旅行商品造成にかかる企画費、旅費、広告宣伝費、事務費等

■ 助成額（3条）

旅行商品1件につき10万円（県内に宿泊する場合または県内航空路線や秋田新幹線を利用する場合には20万円）を上限

■ 事業申請の手続き及び実績報告について（4条～9条）

手続き	旅行会社（事業者）	事務局
① 申請	申請書の提出【様式第1号】※造成前	事業承認通知【2号】
② 実績報告	実績報告書、造成費内訳書の提出【3号】	助成額の確定通知【4号】
③ 請求	請求書の提出【5号】	助成金の振込

■ 申請書等送付先及びお問い合わせ先について

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県交通政策課内
秋田県環日本海交流推進協議会 フェリー利用促進部会 事務局
TEL：018-860-1282 FAX：018-860-3879 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp
アキタファン旅行事業者向け情報サイトからでもご確認いただけます。

アキタファン旅行事業者向け情報サイト

検索

